入　札　説　明　書

①工事　令和７年度亀岡中部農地整備事業
　　余部・安町工区表土掘削工事

②工事　令和７年度亀岡中部農地整備事業
　　本梅工区整備工事

令和７年 11 月 10 日

農林水産省

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

「令和７年度亀岡中部農地整備事業　余部・安町工区表土掘削工事」及び「令和７年度亀岡中部農地整備事業　本梅工区整備工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本入札説明書に記載の工事は、技術資料等を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事（一括審査方式）である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

１　公 告 日　　令和７年 11 月 10 日

２　契約担当官等　　分任支出負担行為担当官
近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長　川原　清文

３　担当部局　　〒621-0805　京都府亀岡市安町野々神３１－５
近畿農政局亀岡中部農地整備事業所　技術専門官　大重　博幸
電話番号　0771-29-0260
E-mail　hiroyuki_oshige830@maff.go.jp

４　工事概要

（１）工 事 名　　①令和７年度亀岡中部農地整備事業
余部・安町工区表土掘削工事（以下「①工事」という。）
②令和７年度亀岡中部農地整備事業
本梅工区整備工事（以下「②工事」という。）

（２）工事場所　　①工事　京都府亀岡市余部町田及び中川原地内
②工事　京都府亀岡市本梅町西加舎地内

（３）工事内容　　別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

（４）工　　期　　①工事　令和８年１月 13 日から令和８年６月 16 日まで。(155 日間)（予定）
②工事　令和８年１月 13 日から令和８年６月 16 日まで。(155 日間)（予定）

①工事及び②工事（以下「本工事」という。）は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。

（５）本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））の適用工事である。

（６）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

（７）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

（８）本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札に

ついて原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

（９）本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(10) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(11) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

(12) 本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日制による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

(13) 本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年２月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(14) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ　本方式の実施手続きは、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成 30 年９月 21 日付け 30 農振第 1860 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(15) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(16) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(17) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：抜開・除根・除草等

5　競争参加資格

（1）予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）近畿農政局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「土木工事Ｃ等級又はＤ等級」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

（3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（2）の再認定を受けた者を除く。

（4）施工実績

平成 22 年４月１日から申請書及び確認資料の提出期日（別表１①に示す期限日）の前日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。

また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事の場合は、工事成績評定表の評定点が 65 点以上のものに限る。

同種工事とは、「農地の区画整理工事、又は土工事を施工した工事」とし、規模は問わない。

（5）配置予定技術者の資格要件確認

配置予定技術者について、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、開札後に評価値が最上位の者に要件を満たすことを確認する技術資料の提出を求める。

なお、技術資料の提出を求めた者が要件に満たない場合は、その者を失格とし、評価値が次順位の者に技術資料の提出を求めて要件を確認する。

ア　資格要件

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法に従って当該工事に配置できること。なお、主任技術者等を専任で配置することが必要となる工事及び監理技術者の配置が必要となる工事は、建設業法第 26 条条第１項、第２項及び政令第 27 条第１項の定めによる。

（ア）平成 22 年４月１日から申請書及び確認資料の提出期限日（別表１①に示す期限日）の前日までに元請けとして完成・引渡が完了した同種工事の経験を有すること。ただし、

各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除く。なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有すること。

（イ）主任技術者

ａ　建設業法第７条第２号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。

（１級国家資格者、２級国家資格者、実務経験者）

（ウ）監理技術者

ａ　建設業法第15条第２号イ又はハの何れかに該当する者であること。

（一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者）

ｂ　監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成16年３月１日以降に交付されている場合は、監理技術者講習（建設業法第26条第４項で定める国土交通大臣の登録を受けた講習）修了証も有する者であること。

（エ）入札参加者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

イ　提出を求める技術者資料

配置予定技術者に関する技術資料は、次に従い作成すること。

（ア）配置予定の技術者

ａ　ア（ア）に掲げる資格があることを判断できる、配置予定技術者の資格、同種工事の経験を、別記様式３に記載すること。

なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、落札決定までに、入札の辞退を（別記様式８）により速やかに行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

ｂ　技術者資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にある証明の資料として、監理技術者資格証の写し又は健康保険被保険者証の写しを提出すること。

（イ）契約書の写し等

（ア）の配置予定技術者の工事経験を証明する資料として、CORINSに登録されている工事を優先して選定する。ただし、次の内容に留意して資料を提出するものとする。

ａ　CORINSに登録されている場合は、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書および竣工時工事カルテの写し（別記様式３に記載された同種工事等の要件を確認出来る部分のみ）を提出すること。

ｂ　CORINSに登録されていない場合、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書及び竣工時工事カルテのみでは同種工事等の要件（施工規模、構造、寸法等）が証明できない場合には、契約書の写し（契約書、工事特別仕様書、契約図面等）を添付すること。

ｃ　配置予定技術者の工事経験については、工事に従事した者がCORINSに登録されていない場合は、従事期間中の工事内容が確認できる書類（全体実施工程表等）を合わせて添付するものとする。

d　各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認めないため、必ず工事成績評定通知書の写しを添付すること。

e　配置予定技術者の資格を証明する書類として、１級（２級）技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、監理技術者資格講習修了証等を添付すること。

ウ　提出方法

（ア）資料提出の連絡：開札後、対象者あてに速やかに連絡する。

（イ）提出期限：開札後、別表１⑥に示す日時までに提出するものとし、修正及び再提出は認めない。また、その記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

（ウ）提出方法：電子メールにより近畿農政局亀岡中部農地整備事業所（hisao_iwasaki160@maff.go.jp）あてに電子ファイルを送信すること。

また、電子ファイルを送信した場合は、電話にてその旨を連絡し、着信確認を得ること。

（エ）その他：技術資料は総合評価における加算点とはしない。

（６）本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

（７）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成 15 年９月１日付け 15 近総第 408 号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア　「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

・なし

イ　「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の（ア）又は（イ）に該当する者である。

（ア）当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

（イ）建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（９）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿農政局競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a）会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b）会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c）会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

（d）会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10)「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

(12) 京都府を営業区域とする本店、支店又は営業所等が、京都府南丹土木事務所管内にあるもの。経常建設共同企業体にあっては代表者の本店、支店又は営業所等が京都府を営業区域とし、京都府南丹土木事務所管内にあるもの。

なお、「営業区域」とは、近畿農政局競争参加資格申請時に登録した営業区域をさす。

6　競争参加資格の申請及び確認

（1）本競争の参加希望者は、5（1）から（12）までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため技術資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、申請書及び確認資料の提出者が申請書及び確認資料の提出期限の日において上記5（2）の認定を受けていない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者も、技術資料を提出することができる。

この場合において、5（1）及び（4）から（12）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が、競争に参加するためには、開札の時において5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていなければならない。

また、申請書及び確認資料の提出者が、本入札説明書を入札公告に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該申請書及び確認資料を無効とし、競争参加資格なしとする。

（2）上記（1）の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、上記5（7）の指名停止については、申請書及び確認資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

（3）申請書及び確認資料の提出は次のア、イ及びウによるものとする。提出期間までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

ア　提出期間：別表1①に示す日時

イ　提出場所：〒621-0805　京都府亀岡市安町野々神３１－５
近畿農政局亀岡中部農地整備事業所 調査設計課
電　話：0771-29-0260

ウ　そ の 他

（ア）申請書及び確認資料の提出は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達の記録が残るものに限る）するものとする。

なお、提出部数は1部とする。

電子入札方式における資料の受領確認通知は、資料の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

（イ）電子入札方式による場合のファイル形式は以下のいずれかの形式にて作成することとし、資料の総容量を 10ＭＢ以内とする。総容量が 10ＭＢを超える場合は、申請書及び確認資料のすべてを、提出期間内必着で郵送（郵便書留や宅配便など配達の記録が残るものに限る）又は持参すること。郵送の際の送付先は上記（3）イの提出場所と同じ。ただし、郵送又は持参した場合でも「申請書」のみを電子入札方式により提出期間内に提出すること。

・Microsoft　Word

・Microsoft　Excel

・ＰＤＦファイル

Zip 形式又は Lzh 形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

なお、詳細は「農林水産省電子入札運用基準標準例」(電子入札センターホームページ: https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html) による。

（４）「申請書」は、別記様式により作成すること。

（５）５（４）施工実績及び５（５）施工経験の確認を行うにあたっては、政府調達に関する協定（平成７年条約第 23 号）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。

（６）「確認資料」は次に従い作成すること。

作成する資料の内容は、下表のとおりとする。下表の１）施工実績の記載事項を証明する書類として、同種工事にかかる契約書（特別仕様書、工事数量表、図面等）の写しを提出すること。なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者を確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS)」に登録されている場合は、同システムの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、同種工事が地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、当該工事にかかる工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
１）施工実績	５（４）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を、別記様式２に記載する。
２）ワーク・ライフ・バランス等推進	ワーク・ライフ・バランス等推進にかかる認定の取得状況を確認するため、申請書に加えて、別添様式１又は様式２を提出すること。 認定通知書の写しまたは行動計画届出書の写しを添付すること。（外国法人ついては、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）
３）賃上げの実施を表明した企業等	評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、別紙様式１の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。 本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式２の１又は別紙様式２の２の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」(別紙様式３）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様

	式４）の提出を求める。 　具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙様式３）の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙様式３の「合計額」とする。 　また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式４）の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあっては、上記の比較すべき金額は、暦年単位の場合は別紙様式４の「支払金額」とする。 　上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士または公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙様式５のとおりである。 　なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置開始の日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。 　共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。 　減点の割合は、当該入札における加点に１点を加えた点を減点するものとする。 　経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。
４）不正又は不誠実な行	不正又は不誠実な行為等により、下表の措置対象を受けた者につ

<table>
<tr><td>為等</td><td>いて、該当する対象期間に基準日が含まれる場合、減点対象とする。
<table>
<tr><td>基準日</td><td>競争参加資格申請書の提出期限日</td></tr>
<tr><td>措置対象</td><td>営業停止（国交省、都道府県知事）
指名停止、文書注意（管内直轄）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">対象期間</td><td>文書注意の場合、発出日から２ヶ月間</td></tr>
<tr><td>指名停止３ヶ月未満の場合、措置終了後３ヶ月間</td></tr>
<tr><td>指名停止３ヶ月以上６ヶ月未満の場合、措置終了後６ヶ月間</td></tr>
<tr><td>指名停止６ヶ月以上の場合、措置終了後 12 ヶ月間</td></tr>
<tr><td>営業停止　措置終了後 12 ヶ月間</td></tr>
</table>
マイナス評価期間（上表の対象期間）中に再度措置（同一の行為により、営業停止、指名停止を措置された場合を含む）された場合は、後発の措置終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。
文書注意とは、事業所等の長から法令遵守等の違反で文書により注意があった場合とする。</td></tr>
</table>

（７）競争参加資格の確認の結果は、別表１③に示す期日までに通知するが、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

（８）上記（７）の競争参加資格確認通知は、電子入札システム（紙入札者に対しては書面で通知）で行うこととする。

（９）競争参加資格確認通知後に競争参加資格があると認められた者が入札を辞退または行わなかった場合、別冊入札心得に示すとおり申し出なければならない。

また、入札辞退届とは別に辞退理由を別記様式８により、上記３に記載の担当部局へ別表１⑤に示す日時までに郵送若しくは持参により提出すること。

(10) その他

ア　申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書及び確認資料は返却しない。

エ　提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は特別な理由がない限り認めない。

オ　申請書に虚偽の記載をした場合は、申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

カ　申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記（３）イに同じ。

7　総合評価落札方式に関する事項

（1）評価の基準

ア　加算点（企業評価）　３０点

評　価　項　目	評　　価　　基　　準	評価点
【企業評価】		
同種工事の施工経験 ※２ 管内／過去 10 年間	入札公告及び入札説明書に記載する同種工事の施工実績を有すること。	30.0
ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）　※３(1) ・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）　※３(2) ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※３(3)	0.5
賃上げの実施を表明した企業等 ※４	令和７年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和７年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2.0
	令和７年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和７年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
不正又は不誠実な行為等 管内直轄 ※１	営業停止（国交省、都道府県知事）、指名停止、文書注意（管内直轄）の履歴有り。	-2.0

※１　共同企業体については、構成員のいずれかが評価基準に該当する場合、評価点にマイナス２点を加算する。

※２　評価の対象から除外する工事

企業の工事実績の評価の対象から除外する工事は、当該工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為

の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に違反した行為が認められた工事とする。

※３　ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

(1)　女性活躍推進法第９条又は第 12 条の規定に基づく認定を受けている企業（第９条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）をいう。

(2)　次世代法第 13 条又は第 15 条の２の規定に基づく認定を受けている企業。

(3)　若者雇用促進法第 15 条の規定に基づく認定を受けている企業。

※４　賃上げの実施を表明した企業等

大企業又は中小企業等のどちらに該当するかは、中小企業等は法人税法第 66 条第２項又は第３項に該当する者（ただし、同条第６項に該当する者は除く。）とし、大企業は中小企業等以外の者とする。

（２）総合評価の方法

ア　「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 30 点とする。

イ　「加算点」の算出方法は、上記　（１）評価項目（企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 30 点を評価点数の最高点（満点）32.5 点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

｛加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点 30 点／評価点数の最高点 32.5 点）｝

ウ　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という）により行う。

オ　「企業評価」について複数の候補者の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。

（３）落札者の決定方法

ア　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件（ア）及び（イ）を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

（ウ）配置予定技術者の資格要件を満たしていること。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

８　入札説明書に対する質問

（１）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（現場説明書の別紙様式５（Microsoft Excel））により提出すること。ただし、見積条件等に関する質問は除く。

ア　提出期間：別表１②に示す日時

イ　提出場所：上記３の担当部局に同じ

ウ　そ の 他：電子メールにより提出するものとし、受信確認の返信メールをもって質問を受領したこととみなす。その他の方法によるものは受け付けない。

エ　回答方法：申請書の提出期限日までに電子入札システム（紙入札者に対しては電子メール）により行う。

（２）見積条件等に関する質問は、６（７）に示す競争参加資格の確認通知後に受け付けるものとし、提出方法は電子入札システム（紙入札者に対しては書面）により別途通知する。

９　苦情申立て

（１）６（７）の競争参加資格の確認の結果通知により競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所：３の担当部局に同じ

イ　提出時間：行政機関の休日を除く毎日午前９時から 12 時、午後１時から午後５時まで。

（２）分任支出負担行為担当官は、前記の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った日から７日（行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10　再苦情申立て

（１）上記９（２）の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記10（２）の回答書を受け取った日から７日（行政機関の休日を除く）以内に、書面により近畿農政局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

再苦情申立てについては近畿農政局入札等監視委員会が審議を行う。

（２）再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア　受付窓口：近畿農政局総務課監査官

〒602-8054　京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

ＴＥＬ：０７５－４５１－９１６６

イ　受付時間：午前９時から 12 時、午後１時から５時まで

（３）再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：上記（２）に同じ

11　入札の執行

（１）入札、開札の日時、場所及び提出方法

ア　入札（開札）日時：別表１⑤に示す日時

イ　入札（開札）場所：近畿農政局亀岡中部農地整備事業所　会議室

ウ　提出方法：受付期間内に電子入札方式により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

電子入札方式による入札の締め切りは、別表１④に示す日時

紙入札方式による同締め切りは、別表１⑤に示す日時とし、上記ア、イに持参により提出する。

（２）第１回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

ア　工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（分任官、代理官、及びこれらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第７条第 11 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

（別表）

１　未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	（１）	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）	他の工事の工事費内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札方式により工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	（６）	工事費内訳書が特定できない場合
	（７）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	（１）	内訳の記載が全くない場合
	（２）	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
３　添付すべきでない書類が添付されていた場合	（１）	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
４　記載すべき事項に誤りがある場合	（１）	発注者名に誤りがある場合
	（２）	発注案件名に誤りがある場合
	（３）	提出業者名に誤りがある場合
	（４）	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５　その他未提出又は不備がある場合		

（ア）電子入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事費内訳書雛形データにより作成するものとする。提出は、第１回の入札時に電子入札方

式により送信すること。その他の方法によるものは受け付けない。

（イ）紙入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第１回の入札時に提出（CD-R＋紙）すること。その他の方法によるものは受け付けない。

イ　工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（３）入札執行回数は、原則として、２回を限度とする。

ア　入札方法

原則として電子入札方式で行う。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

また、紙入札方式の承諾を得た場合において持参による入札を認める。

郵送又はＦＡＸによる入札は、認めない。

入札書を持参する場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札方式、紙入札方式により混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者から連絡する。

12　入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記５に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

13　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除。

（２）契約保証金　納付。

額は請負代金額の 10 分の１以上（保管金の取扱店　日本銀行京都支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることがで

きる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁　近畿農政局亀岡中部農地整備事業所）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

14　支払条件

別冊契約書（案）のとおり

15　一括審査方式

（１）申請書及び確認資料の提出並びに入札

申請書（別記様式１）の提出及び入札は、参加を希望する下記に示す工事ごとに行うこと。なお、他の様式及び確認資料（別記様式１以外の様式及び添付資料１式）は、参加するいずれかの工事に添付すること。

① 令和７年度亀岡中部農地整備事業　余部・安町工区表土掘削工事

② 令和７年度亀岡中部農地整備事業　本梅工区整備工事

（２）配置予定技術者

本工事において、配置できる技術者は同一の技術者１名とする（①工事及び②工事で１名）。

配置予定技術者を２名以上申請した場合は、欠格とする。

（３）入札

入札は、本工事において希望するすべての工事に応札することとする。

16　落札決定通知

開札後、配置予定技術者の資格要件確認後に、次のとおり落札決定を通知する。

（１）通知日時 別表１⑦に示す日時　（予定）

（２）通知日時を変更する場合は別途連絡する。やむを得ない場合を除き通知日時は変更しないので配置予定技術者が、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置できなくなった場合は速やかに申し出ること。

なお、ここでの他の工事とは、本工事以外の工事のことを言う。

（３）本工事において、先に落札者となった工事の入札参加者は、後の工事では発注者側で「入札無効」として取り扱う。

18　その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）手続における交渉の有無　　無。

（３）契約書作成の要否　　要。

（４）配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

（５）配置予定技術者の専任期間

配置予定技術者の専任（専任要否含む）にあっては、建設業法第 26 条第１項、第２項及び政令第 27 条第１項の定めによるものとする。専任で配置する場合の配置予定技術者の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技術者の工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確にするものとする。

ア　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

イ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に一時中止している期間。

ウ　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。また、工事の工場製作過程においても工事全般を適正に施工するため監理技術者等がこれを管理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

（６）現場説明会は実施しない。現場説明会に代わる書類として必要なものは、競争参加資格の確認通知日以降に併せて以下により交付するので、入札参加者は交付を受けたうえで入札に参加するものとする。

ア　電子入札方式の場合

電子入札方式により交付する。

イ　紙入札方式の場合

紙入札者に対しては、競争参加資格の確認通知と併せて郵送により交付する。

（７）入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書（案）を熟読し、近畿農政局入札心得を遵守すること。

（８）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約による締結する予定の有無　　無

（９）契約締結後のＶＥ提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案（以下「ＶＥ提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場

合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

(10) ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(11) 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

(12) 関連情報を入手するための照会窓口　　上記３に同じ。

(13) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

５（２）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記６により申請書、確認資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(14) 電子入札について

ア　本工事は、原則として電子入札方式により技術資料の提出・受領に関わる確認及び入札を行うが、手続当初から電子入札方式によりがたい場合には、事前に発注者の承諾を得て紙入札方式に変えることができるものとする。(別記様式５によるものとする。)

イ　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。(別記様式６によるものとする。)

ウ　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）による。

(15) 当該手続き等についての問い合わせ先

ア　当該手続き等についての問い合わせ先

上記３に同じ

イ　電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省　電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6031（代表）　FAX:048-254-6041

質問のメールを送信する際には、会社名（機関名)、部署名、役職、氏名、連絡先を記入すること。Email： help@maff-ebic.go.jp

(16) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

(17) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策（農水省 WEB サイト http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html を参照)」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

ア　工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、受発注者間で設計の考え方等を共有することにより、円滑な工事着手を図る。

イ　工事円滑化会議（工事着手後）

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

ウ　設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

エ　対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

(18) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

ア　受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。

イ　受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。

（ア）近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

（イ）近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。

（ウ）受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の１に相当する額を発注者に支払わなければならない。

ウ　イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。

（ア）近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

（イ）近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。

（ウ）当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 0 分の５に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(19) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(20) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

お知らせ

1　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）

2　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和２年７月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3　本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」に基づき実施するものとします。

「近畿農政局土木工事共通事項書」は、近畿農政局ホームページに掲載しておりますので、以下の URL から入手して頂きますようお願いします。

近畿農政局土木工事共通事項書　掲載 URL

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

別表１　本入札手続きに係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期限	令和７年 11 月 10（月）から令和７年 11 月 18 日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。
②	入札説明書に対する質問の受領期間	令和７年 11 月 10 日（月）から令和７年 11 月 18 日（火）まで。 持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。
③	競争参加資格の確認結果の通知日	令和７年 11 月 25 日（火）まで
④	電子入札方式による入札の締め切り	令和７年 12 月５日（金）午後５時
⑤	入札（開札）日時 紙入札による入札の締め切り	① 工事 令和７年 12 月８日(月)午前 10 時 00 分 ② 工事 令和７年 12 月８日(月)午後１時 30 分
⑥	技術者資料の提出期限日	令和７年 12 月 10 日（水）午後５時まで
⑦	落札決定の通知日時	① 工事 令和７年 12 月 11 日（木）午後３時 30 分 ② 工事 令和７年 12 月 11 日（木）午後４時 30 分

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。